

商店会情報誌の発行委託に係るプロポーザル 募集要項

1 プロポーザルの趣旨

区では、商店街の活性化を図るため、先進事例等の紹介や新たな魅力の発掘、情報発信を行い、区内の商店会に向けた情報誌を発行することで、商店街の魅力づくりを推進している。本委託業務においては、魅力的な企画や読者に配慮した編集などの民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

2 用語の定義

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) 参加予定者とは、「商店会情報誌の発行委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第1号様式）を提出した者をいう。
- (3) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。
- (4) 類似業務とは、地域情報誌発行業務をいう。

3 参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 業務責任者が地域情報誌発行に関する知識及び技術を有すること。
- (2) 令和6年度以降、業務責任者による類似業務の実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）、および財務諸表等の書類を提出できること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（14年法律第154号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（24年2月3日23新総契契第2218号）
別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4 参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「商店会情報誌の発行委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）に会社概要※を添えて、令和8年2月9日（月）午後5時までに事務局へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却はおこなわない。

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているパンフレット・リーフレット等でよい。なお、会社概要は、8部提出すること。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

5 参加の辞退

プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「商店会情報誌の発行委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を事務局へ提出すること。

注) あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

6 質疑・回答

(1) 参加予定者の質疑

参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「商店会情報誌の発行委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）を以下のとおり提出する。

※質疑には、プロポーザル参加申請書兼誓約書の提出が必要

- ・提出期限：令和8年1月29日（木）午後5時
- ・提出方法 メールまたはファクシミリによる送信とする。

メールアドレス shoten-rece@city.shinjuku.lg.jp

ファクシミリ番号 03-3344-0221

(2) 質疑に対する回答

回答は参加予定者全員に対して、令和8年2月3日（火）までに電子メール及び産業振興課ホームページにより行う。なお、受信した際は、受信確認の連絡を発信元（事務局）に返信すること。

7 委託契約上限額

本件委託契約の上限額は以下のとおりとする。

金9,191,600円（税込）

なお、消費税等の税率は、10%で積算すること。

また、本事業の執行は、令和8年度当初予算の成立が前提であり、予算の成立が

なされない場合は、本事業は執行しないものとする。

8 契約予定日 令和8年4月1日

9 委託を予定している内容

内容は、商店会情報誌の発行（年4回）の企画・構成、撮影・取材、編集・発行となるが、詳しくは、別紙「仕様書（案）」のとおりとする。

10 企画提案書等の作成及び提出方法

（1）提出書類、部数等

① 企画提案書

【様式】表紙は、第2号様式を使用し、その他は任意とする。ただし文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

【部数】8部※

※8部のうち、7部には事業者名等が判明できる内容を記載しないこと（社名だけ隠すのではなく、事業者名等が判明できる内容も塗りつぶし等をすること）。残りの1部については表紙に事業者名を明記すること。

※事業者名等を明記する1部には、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載すること。なお、あて先は「新宿区文化観光産業部長」とすること。

② 見積書

本件委託に係る見積を「見積書」（第2-1号様式）により作成のうえ、提出すること。また、必ずその内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は、評価の対象から除外する場合がある。

【部数】1部

③ 履歴事項全部証明書

直近3ヶ月以内に発行されたものに限る。なお、法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類を提出すること。

【部数】1部

④ 定款又は寄付行為の写し

【部数】1部

- ⑤ その他企画提案に必要な書類（任意）
【部 数】 8部
- ⑥ 直近1期分の決算書書類
貸借対照表・損益計算書
【部 数】 8部
- ⑦ 提出期限
令和8年2月9日（月）午後5時
なお、提出期限までに、本募集要項10（1）に記載する企画提案書及び見積書等の提出がない場合には、辞退したものとみなす。
- ⑧ 提出方法
一括して事務局へ持参すること。（郵送等は不可）
注）あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡すること。

- （2）企画提案書の内容（表紙は、第2号様式を使用し、その他は任意とする。）
- 以下の内容について、作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しないこと。
- なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。
- ① 類似事業の実績について
 - ② 運営体制
 - ア 本事業に直接従事する担当者及びその担当者の補佐又は管理監督する組織を記載すること。
 - イ 従事者予定一覧（役職、氏名、類似事業の従事実績等）
 - ウ 個人情報保護の管理体制
 - ③ 実施内容等
 - ア 編集方針
 - イ 企画案
 - ウ 取材対象先（区内商店街）の選定基準・方法
 - エ 取材対象先（区外商店街）の選定基準・方法
 - オ 取材対象先（商店街以外の団体・人物）の選定基準・方法
 - カ 作成記事イメージ
 - キ 各号の発行スケジュール工程表等
 - （初回は、令和8年6月末までに6月号を発行する）
 - ④ その他独自提案・取組等

1.1 企画提案の選定方法

商店会情報誌の発行委託に係る事業者選定委員会が、以下のとおり選定を行う。

(1) 第1段階評価

評価は2段階で実施する。なお、企画提案書及び見積書に不備がある場合、又は見積書（第2号様式）の金額が委託契約上限額を超えていた場合は、評価の対象としない。

企画提案書等をもとに評価し、上位3者程度（企画提案書の提出者が3者に満たない場合は全者）を、第2段階評価を行う事業者として選定する。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合は、第2段階評価を行う事業者として選定しない。

なお、第1段階評価終了後、参加者に対し結果を郵送等により通知する。

(2) 第2段階評価

プレゼンテーション及びヒアリングによるものとする。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、業務責任者をあわせて最大3名以内とし、次のとおり行う予定である。

なお、第1段階評価終了後に第2段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

【日 時】令和8年3月3日（火）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日時は第1段階評価終了後に郵送等により通知する。

(3) 受託候補者の選定

特別の事情がある場合を除き、第2段階評価の合計評価点の最高点者を受託候補者とする。ただし、評価点が満点に対して6割に満たない場合は、受託候補者から除外する。

(4) 評価基準

第1段階評価基準

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|---------------|-----------|---|
| | | 判断基準 |
| (1) 類似事業の実績 | 類似事業の実績 | 本事業に類似した事業実績がある |
| (2) 運営体制 | 運営体制 | 類似事業の経験があるスタッフの従事などチーム、組織体制が明確で充実し、質の高い業務の実施が見込める |
| (3) 業務内容 | 目的についての理解 | 事業目的の理解度が高い |
| | 企画内容 | 区内中小企業者にとって魅力的かつ今後の売上向上等につながる企画になっている |
| (4) 企業継続性・安定性 | 決算書 | 自己資本比率、流動比率、流動負債等が適正である |
| (5) 見積書 | 事業費用 | |

第2段階評価基準（プレゼンテーション）

| 評価項目 | | 評価の着眼点 |
|-------------------|------------------------------------|---|
| | | 判断基準 |
| (1) 類似事業の実績 | 類似事業の実績 | 本事業に類似した商店街に係る情報誌の発行実績がある。 |
| (2) 運営体制 | 運営体制 | 類似事業の経験があるスタッフの従事などチーム、組織体制が明確で充実し、質の高い業務の実施が見込める。 |
| | 個人情報の管理体制 | プライバシーマークの取得など個人情報の管理体制が優れている。 |
| (3) 業務内容 | 目的についての理解 | 商店街の現状と課題を的確に捉えている。 事業の目的を的確に理解できている。 |
| | 編集方針の妥当性 | 区からの委託事業であるということを踏まえて、編集方針が明確である。 |
| | 企画案 | 事業目的を理解した上で企画案となっており、企画案の数も多い。 |
| | 取材対象先 (区内商店街) の選定基準・方法 | 選定基準が明確であり、実現可能性が高い。 |
| | 取材対象先 (区外商店街) の選定基準・方法 | 選定基準が明確であり、実現可能性が高い。 |
| | 取材対象先 (商店街以外の団体・人物) の選定基準・方法 | 選定基準が明確であり、実現可能性が高い。 |
| | 作成記事イメージ | 読者にとって分かりやすく、認知されやすいものである。 |
| | スケジュールの妥当性 | 実施可能なスケジュール提案が十分にできている。 |
| (4) 説得力、熱意・意欲、応答力 | プレゼンテーション・ヒアリング内容 | 企画提案の説明の論理性・的確性、説明から見てとれる熱意・意欲や自信、ヒアリングの受け答え(回答内容を含む。)が優れている。 |
| (5) 追加加点 | 第1段階評価結果に基づく | 第1段階評価結果に基づく加点 1位:5点／2位:3点／3位:1点 |

1 2 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------------------|----------------|
| (1) 募集要項の配布 | 令和8年1月21日（水）から |
| (2) 参加申請書の受付 | 令和8年2月9日（月）まで |
| (3) 質問書の受付 | 令和8年1月29日（木）まで |
| ※質問書を提出する場合は、参加申請書も併せて提出すること | |
| ※令和8年2月3日（火）までに回答 | |
| (4) 企画提案書等の受付 | 令和8年2月9日（月）まで |
| (5) 第1段階評価 | 令和8年2月16日（月） |
| (6) 第1段階評価結果の通知 | 令和8年2月20日（金） |
| (7) 第2段階評価 | 令和8年3月3日（火） |
| (8) 第2段階評価結果の通知 | 令和8年3月24日（火） |

1 3 留意事項

（1）提出物の取扱い

企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

（2）本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

（3）契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

（4）参加経費等

プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

（5）適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、地商店会情報誌の発行委託に係る事業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には、評価の対象から除外する。

1 4 各種書類の提出先及び問合せ先

(プロポーザル事務局)

新宿区 文化観光産業部 産業振興課 (担当: 斎藤・鈴木・遠藤)

所在地 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ新宿

TEL 03-3344-0701

FAX 03-3344-0221

MAIL shoten-rece@city.shinjuku.lg.jp